

吉野川市パートナーシップ・

吉野川市ファミリーシップ宣誓制度をご存じですか？

2022年（令和4年）4月1日から「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」に加え、「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」は、市が証明するパートナーシップ関係にあるお2人の一方または双方と生計を同一にする未成年の子（実子もしくは養子）がいる場合、その子どもを愛情をもって養育し、家族として生活をともにすると約束したことを、本市が公に証明するものです。

制度の利用方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。人権課まで問い合わせください。

詳しくはこちら！



市ホームページ
二次元コード

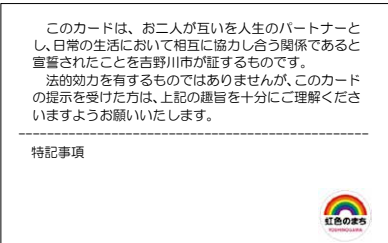
受領カードイメージ

※宣誓された方には、「受領カード」を交付しています。

表面



裏面



●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2247
Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）のお知らせ

「クーリングシェルター」とは、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために本市が指定した施設です。「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、暑さをしのげる場所として利用することができます。自宅にエアコンがある場合など、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

「熱中症特別警戒アラート」とは

国において、熱中症の危険性に対する警戒を促すために「熱中症警戒アラート」を発表していましたが、それに加え、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合、「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。発表時には、野外活動の自粛やエアコンの活用など、自分や周囲の方の身を守る行動をとるようにしましょう。



「クーリングシェルター」施設一覧

吉野川市役所、各支所（川島・山川・美郷）、鴨島公民館、川島公民館、川島図書館、山川図書館、文化研修センター、日本フネン市民プラザ、アメニティセンター、美郷ほたる館、たねのや、美郷物産館

利用できる日時・場所は、指定施設の閉館している日時および指定した場所のみとなります。



●問い合わせ 危機管理課 ☎22-2235 FAX22-2248



鴨島阿波おどり

2026 **8/16** sun

18:00-21:30

鴨島駅前通り

雨天の場合は中止となります。
鴨島阿波おどり会場にはドローンの持ち込み・飛行撮影は禁止いたします。

主催：一夜限りのかもじま阿波おどり実行委員会

後援：吉野川市

